

明石市新型インフルエンザ対策行動計画 概要

行動計画の策定にあたって

近年、アジアを中心に「重症急性呼吸器症候群（SARS）」をはじめ「高病原性鳥インフルエンザ」などの新興感染症がより脅威をもって迫っている。

なかでも、高病原性鳥インフルエンザは、アジアからロシア、東欧と拡大し、中国、ベトナム、タイ、インドネシアでは、ヒトへの感染と死亡例が報告されている。

ヒトに感染するA型インフルエンザウイルスは、その抗原性を変えて、突然大流行を起こし、世界的大流行を起こすことが知られている。

1918年のスペイン風邪は、全世界の患者数は約6億人、死亡者は約3,000万人に上ったとされている。その後も1957年にアジア風邪、1968年の香港風邪が新型インフルエンザとして出現、大流行を起こしてきた。

世界保健機関（WHO）は、新型インフルエンザ出現の可能性は、かつてないほど高まってきたと警告しており、新型インフルエンザが出現した場合、人類は免疫を持たないため、世界中での大流行は不可避であると言われている。

明石市でも大流行に伴う健康被害だけにとどまらず、社会的・経済的に混乱が生じることが危惧されている。

本行動計画は、平成17年12月、国が発表した「新型インフルエンザ対策行動計画」及び平成18年1月、県が発表した「兵庫県インフルエンザ対策実施計画」に基づき、市が実施すべき対策について取りまとめた。

市は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ情報の早期把握、医療体制の確保要請など、健康危機管理の観点から対策を充実し、健康被害とともに社会的・経済的被害を最小限にとどめ、新型インフルエンザの脅威から市民の生命と健康を守り、安全・安心を確保していくことが求められている。

なお、本行動計画は、明石市地域防災計画の感染症対策を補完及び充実するものとして位置づけ、行動計画編とマニュアル編で構成している。

〔行動計画編〕

行動計画編は、県の計画に基づき、新型インフルエンザの発生段階を5つの段階（フェーズ）に分類し、発生段階に応じた適切な対策を講じている。

1 総論 計画の基本方針

新型インフルエンザの発生時期と地域、発生した場合の感染力、病原性の強さを正確に

予測することは、困難であるが新型インフルエンザが発生した場合においても、周到な計画のもとに発生初期の段階で押さえ込むことにより、感染拡大を防止しなければならない。

新型インフルエンザ対策の目的は、可能な限り感染拡大を阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の低下に至らせないことにあるため、以下の内容を踏まえて作成した。

(1) 流行規模等の想定 【4P】

行動計画を策定する被害予測を明らかにするため、国、県の想定した計画内容に準じた流行規模等の想定を行った。

(2) 発生段階 【7P】

行動計画の策定に当っては、県等の関係機関と連携のもと、発生段階に応じた、適切な対策を講じることが効果的であるため、県と同様に 発生前期、発生初期、集団発生期、大規模発生期、回復期の5段階の発生段階に区分した。

(3) 対応体制 【9P】

流行が拡大した場合、健康被害にとどまらず、社会的機能に対しても多くの影響を及ぼすことから、明石市地域防災計画に基づき発生段階別に対応体制を整備した。

(4) 行動計画の基本項目 【10P】

発生段階において、それぞれの対策の違いが明らかになるように 計画と連携、情報の収集と提供、発生拡大防止のための取り組み、医療と搬送体制、市民生活の5項目に分類した。

(5) 大規模流行に備えた対策 【15P】

危機管理の観点から見ると、想定を超えた最悪の事態を想定しておくことも重要であるため、「大規模流行に備えた対策」も示した。

2 各論

発生段階別の対策として、対策の基本項目(計画と連携、情報の収集と提供、発生拡大防止のための取り組み、医療と搬送体制、市民生活)の内容と各部の実施すべき役割を具体的に示した。

(1) 発生前期(フェーズ1から3) 【17P】

ア 概要：新型インフルエンザのヒトからヒトへの感染が認められない時期

イ 対応：新型インフルエンザ発生に備えた対策準備、発生時の各部役割分担の徹底

ウ 基本項目： 行動計画と参考資料の策定と周知を行う。

健康福祉事務所、明石市医師会、市内医療機関等を対象に行動計画への理解と協力を求める。

感染予防方法の資料作成を行う。

市民、公共交通機関、ライフライン及び集客施設等の事業者を対象に

行動計画の周知を図る。

(2) 発生初期(フェーズ4) 【22P】

ア 概要：国内、県内で新型インフルエンザが限局的に発生している時期

イ 対応：・実施計画に定められた各部対応の着手

・市長メッセージ「市民への注意喚起」の発表

感染拡大防止のための具体的対策を市民に呼びかける。

ウ 基本項目： 必要に応じて行動計画を随時見直す。

明石市新型インフルエンザ対策本部を設置する。

健康福祉事務所、明石市医師会、市内医療機関等の関係機関と新型インフルエンザ対策について連携強化を図る。

公共交通機関の運行、企業等の事業活動、集客施設の各種行事等の自粛協力の要請準備を行う。

(3) 集団発生期(フェーズ5) 【28P】

ア 概要：国内、県内で新型インフルエンザがより大きな集団で発生している時期

イ 対応：新型インフルエンザの大規模発生期に備えた対策準備

ウ 基本項目： 必要に応じて行動計画を随時見直す。

対策本部を通じて、全庁的な対策を一層強化する。

健康福祉事務所、明石市医師会、市内医療機関と協力して感染拡大に伴う外来医療と入院医療の確保要請を行う。

公共交通機関の運行、企業等の事業活動、集客施設の各種行事の自粛協力の要請を行う。

(4) 大規模発生期(フェーズ6) 【35P】

ア 概要：国内、県内で新型インフルエンザが大規模発生している時期

イ 対応：・大規模発生による社会機能破綻の回避を行う。

・大規模流行に応じた医療体制の確保を行う。

市長の「非常事態宣言」、不要不急の外出自粛協力を強く要請する。

ウ 基本項目： 必要に応じた行動計画の見直しと対策本部を通じて全庁的な対策をより一層強化するとともに体制の再整備を行う。

健康福祉事務所、明石市医師会等と協力して医療体制の確保を強く要請する。

公共交通機関の運行、企業等の事業活動、集客施設の各種行事等の自粛協力を強く要請する。

(5) 回復期(フェーズ7) 【42P】

ア 概要：大規模発生する前の状態へ、急速に回復している時期

イ 対応：・社会機能の段階的な回復と対策の検証を行う。

・流行が再燃した場合の対策強化を行う。

ウ 基本項目： 行動計画と参考資料の検証と見直しを行う。

大規模発生期の対応に関する評価、見直しを行う。

健康福祉事務所、明石市医師会、市内医療機関等との関係機関と新たな発生や流行の再燃に備えて、課題を整理し改善を行う。

公共交通機関、企業、集客施設等の事業者情報提供を継続し、各種事業等の自粛協力の解除を行う。

3 資料編

市として即時対応するため、各部の役割、実施すべき内容等を具体的に示した。

- | | |
|--------------------------------|--------|
| (1) 関係機関、新型インフルエンザへの対応体制、各部の役割 | 【45 P】 |
| (2) 発生段階別の対応一覧表 | 【49 P】 |
| (3) 発生段階別情報提供内容と広報媒体一覧 | 【53 P】 |
| (4) 搬送体制 | 【55 P】 |
| (5) 新型インフルエンザに関するQ & A | 【60 P】 |
| (6) 市民に対する感染拡大防止対策 | 【68 P】 |
| (7) 医療機関に対する感染拡大防止対策 | 【70 P】 |
| (8) 感染予防策 | 【72 P】 |
| (9) 家庭での備蓄リスト | 【81 P】 |

〔マニュアル編〕

マニュアル編は、市の関係各部が、発生段階に応じた適切な感染防止対策を速やかに実施できるよう、具体的な内容を示している。

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) インフルエンザ情報ホームページ | 【2 P】 |
| (2) 新型インフルエンザ発生についての自粛依頼文 | 【3 P】 |
| (3) 市長メッセージ | 【5 P】 |
| (4) ごみの排出抑制のご協力について | 【7 P】 |
| (5) 電話相談窓口の設置について | 【8 P】 |
| (6) 感染予防策と消毒について | 【10 P】 |
| (7) 感染症傷病者の搬送報告書 | 【60 P】 |
| (8) 新型インフルエンザに関する医療供給体制 | 【61 P】 |
| (9) 庁内資器材の備蓄について | 【65 P】 |
| (10) 遺体対応マニュアル | 【66 P】 |

凡例：【 】は、行動計画編及びマニュアル編、それぞれのページ数を示しています。

参考 感染症法における国、県、市の役割について

感染症法に規定されている国、県、市の役割等は下記のとおりであるが、実施主体のほとんどは第一号法定受託事務として都道府県知事又は政令市（保健所設置市及び特別区）長が担っている。

役割	国 (厚生労働省)	兵庫県又は 保健所設置市	明石市
責務	正しい知識の普及、情報の収集、提供、研究の推進など (§ 3)		
指針・計画	基本指針 (§ 9)	基本指針に即した予防計画 (§ 10)	-
調査	緊急の必要があるとき (§ 15)	予防又は発生原因等を明らかにするため (§ 15)	-
情報の公表	感染症の予防のための情報を公表 (§ 16)		-
消毒その他の措置 汚染された場所の消毒 ねずみ族、昆虫等の駆除 汚染された物件の消毒	-	施設管理者等への命令 市へ指示又は県職員に命令 (§ 27 ~ § 29)	県知事の指示による消毒又は駆除
生活用水の使用制限等	-	使用又は給水の制限又は命令 (§ 31)	制限者に対する生活用水の供給 (§ 31)
費用負担	-	市措置費用の 2/3 負担 (§ 59)	上記措置費用の 1/3 負担 (§ 57)